

みやこ

京・くらしの安心安全情報 第86号

(平成28年4月)

京都市消費生活総合センター

～ 目 次 ～

プリペイドカードを買わせる手口に要注意！(2面)

よく考えよう！スマートフォンの使い方(3面)

水圧で伸びる散水ホースの破損にご注意！(4面)

1 電力小売自由化 に関する5つの誤解

4月1日から始まった電力小売全面自由化について、消費者からの相談が急増していることから、消費者庁が「5つの誤解」をまとめました。

不安をあおるような勧誘をされたとしても、慌てて契約する必要はありません。正確な情報を収集したうえで、途中解約などの契約条件や、ほかの商品やサービスとのセット販売が自分に必要かどうか、よく確認するようにしましょう。

5つの誤解

1 停電が起こる！？

⇒ **今までと変わりません！**

契約先によって、電気そのものの品質が変わることはありません。系統全体で需要と供給のバランスは維持されます。

2 新たに電線が必要！？

⇒ **既にある電線を使って電気が送られます！**

新しく電線が引かれることはありません。

3 今すぐ契約が必要！？

⇒ **慌てて契約する必要はありません！**

切替えの契約をしなければ、現在の電力会社から電気が供給されます。

4 クーリング・オフはできない！？

⇒ **訪問販売・電話勧誘販売で申込みをした場合は、契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフができます！**

5 スマートメーターは有料！？

⇒ **電力自由化に伴って消費者が新たな機器の購入をする必要はありません。**

(ただし、消費者側の都合によるスマートメーター設置場所の変更など、メーター取替えに伴う工事に費用が掛かる場合があります。)



2 プリペイドカードを買わせる手口に要注意！

アダルトサイト等の利用料の名目で、プリペイドカード式の電子マネーを購入させ、カードに記載されたID番号を教えるよう要求する手口の詐欺が急増しています。

プリペイドカード式の電子マネーは、インターネットを通じて音楽やゲームをダウンロードしたり、書籍等を購入できたりする決済手段の1つで、コンビニ等で販売されています。前払金が発行会社のサーバーで管理され、犯人側はカードのID番号さえあれば誰でも使える点を悪用しています。世代を問わず被害が広がっていますので、くれぐれもご注意ください！

事 例

- 先日、突然携帯電話に「アダルトサイト未納」というメールが届いた。驚いて電話をしたら、30万円を請求された。指示されるままコンビニへ行き、店頭で販売されていたプリペイドカードを約30万円分買い、携帯電話でその写真を撮ってメールで送った。しかし、後になってだまされたと気づいたので、返金してほしい。
- 先日、スマートフォンで無料アダルトサイトを閲覧した。トップ画面に料金の表示の画面はなかった。動画の再生ボタンを押したところ、年齢確認画面が出たので「20歳以上」をクリックしたら、「登録完了」の表示が出た。「誤操作やキャンセル連絡は1日以内に電話を」と書かれていたので電話をしたところ、13万円分のプリペイドカードを購入して支払うよう指示された。支払いは必要か。



アドバイス

① 身に覚えのない請求やワンクリック請求は相手にしない！

そもそも、メールで身に覚えのない請求をされても、相手にしてはいけません。インターネット閲覧中に突然、高額な料金請求画面が表示されるワンクリック請求も同様です。**料金や契約の意思確認の画面表示がなく、いきなり登録済みとなり料金の請求画面が表示されても、契約は成立していないため、利用料金を支払う必要はありません。**また、IPアドレスやメールアドレスだけでは氏名や住所のような個人情報が特定されることはありません。焦ってこちらから電話やメールで連絡してしまうと、新たな個人情報を相手に教えてしまうことになりますので、絶対に連絡してはいけません。

② カードの番号を教えてしまうとお金を取り戻すのは困難です！

カードに記載された番号を相手に伝えることは、購入した代金を相手に全て渡してしまうことと同じです。番号を相手に伝えると、相手はすぐにそのお金を利用することができますので、後になってだまされたことに気づいても、被害額を取り戻すことは非常に困難です。

お金を要求されたら、1人で悩まずに家族や警察、又は**京都市消費生活総合センター（☎256-0800）**に相談しましょう！



3 よく考えよう！スマートフォンの使い方

この春から
新たに持つ人は
特に注意！！

新生活が始まるのをきっかけに、新たにスマートフォン等をお持ちになる学生の方も多いと思います。しかし、スマートフォンの使い方について最初に家族でよく話し合っておかないと、トラブルに巻き込まれる可能性があります。

ここでは、よくあるトラブルについてご紹介します。

① スマートフォンを利用したゲームの仕組みを確認しておく

スマートフォンを利用したオンラインゲームがどのような内容のものなのか、最初に家族で確認しましょう。

そのうえで、「無料」のゲームでも、有料のアイテム等があることを説明し、ゲームをするときのルールについて話し合っておきましょう。そして、ゲームごとの料金体系や課金・決済方法についてよく確認しておきましょう。

なお、スマートフォンの利用について、保護者が制限をかけることができる場合がありますので、説明書等であらかじめ確認しておきましょう。



② 簡単に個人情報を提供しないようにしましょう！

例えば、「アンケートに答えてお小遣いをゲット！」などどうたい、個人情報の入力を求められることがあります。このようなものは、個人情報と引き換えに手に入るということを頭において、本当に欲しいものなのかどうか、よく考えてみましょう。



③ SNSでの情報の公開範囲に注意！

SNSやブログを利用する際には、登録した個人情報や発信する内容をしっかり把握し、必要以上の情報を公開しないようにしましょう。仮に公開範囲を「友人のみ」にしていたとしても、それを見た友人がその情報を全体に公開してしまえば、自分の知らないところで情報が拡散してしまうおそれがあります。SNSやブログに載せる情報は、誰に見られても良い情報だけにしておきましょう。

また、他人の個人情報を無断で公開したり、他人を不快にさせる内容・他人の権利を侵害する内容を掲載したりしないようにしましょう。



4 水圧で伸びる散水ホースの破損に

ご注意！

蛇口に接続して水を流すと、その水圧で伸び、水を抜くとゴムの力で元に戻る散水ホースが販売されており、従来からある巻取り式の散水ホースと比べ、収納の便利さや軽量であることから使用する人が増えています。その一方で、破損などによる水漏れの報告もありますので、使用されるときはご注意ください。



↑水圧で伸びる
散水ホースの外観（例）

事例

- 水撒き中にホース中央で内部のゴムが切れ、使用できなくなった。
- 購入後、すぐにホースが破れて交換してもらったが、再度破れてしまった。
- 使用中にシャワーノズル付近が急に破裂した。

～このような点にご注意～

- 従来の散水ホースと異なり、使用方法や使用するときの水圧によっては短期間で破損してしまうおそれがあることを知っておきましょう。
- 使用する前に、ホースの外側に破れはないかなど、商品の状態をよく確認しておきましょう。
- アスファルトの路面と擦りながら使用すると、ホースの外側が破れてしまい、そこから水漏れしたり、膨張したホース内側が露出して切れてしまったりします。できるだけ擦らないようにしましょう。



【編集後記】 次々と新しい手口が出てくる一方で、今回取り上げたワンクリック請求・迷惑メールによる架空請求については以前から多い相談です。「アダルトサイトは見ないから自分とは関係ない」と思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、芸能人の動画サイトや占いサイトでも同様の手口が見られるため、実は年齢や性別を問わず相談が多い事例です。しかも、焦って相手に連絡してしまったり、支払ってしまったりしてからセンターに相談されるケースもよく見られます。相手に脅されて怖くなる気持ちは分かりますが、少しでも不安に感じたときや、おかしいと思ったときは、決して1人で判断せずに、京都市消費生活総合センターまでご相談ください！

消費生活に関する困りごとがあれば気軽にご相談ください。

京都市消費生活総合センター ☎256-0800（消費生活相談専用）

☎256-3160（多重債務相談専用）
さいむゼロ

相談受付時間 月～金（祝休日を除く。）午前9時～午後5時

京都市中京区烏丸御池東南角 アーバネックス御池ビル西館4階

京都市消費生活総合センター

検索

*年末年始を除く土・日・祝日の緊急時の消費生活に関する相談については、

土日祝日電話相談 ☎257-9002 午前10時～午後4時（電話相談のみ）



この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等へ！



平成28年4月発行 京都市文化市民局くらし安全推進部消費生活総合センター

京都市印刷物 第284109号